

(介護予防)小規模多機能型居宅介護 利用料金表

令和 8 年 6 月 1 日現在

(単位:円)

項 目	内 容	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)
1 小規模多機能型居宅介護費（基本部分）					
要介護1	1ヶ月ごとの包括費用（定額）	104,580	10,458	20,916	31,374
要介護2		153,700	15,370	30,740	46,110
要介護3		223,590	22,359	44,718	67,077
要介護4		247,770	24,677	49,354	74,031
要介護5		272,090	27,209	54,418	81,627
2 介護予防小規模多機能型居宅介護費（基本部分）					
要支援1	1ヶ月ごとの包括費用（定額）	34,500	3,450	6,900	10,350
要支援2		69,720	6,972	13,944	20,916
3 小規模多機能型居宅介護の短期利用居宅費（登録者以外の緊急利用時のみ）					
要介護1	・利用者の状態や家族等に事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急と認めた場合 ・あらかじめ利用時間を決めること（7日以内、家族に疾病等やむを得ない場合は14日以内）＊1日当たりの単位数	5,720	572	1,144	1,716
要介護2		6,400	640	1,280	1,920
要介護3		7,090	709	1,418	2,127
要介護4		7,770	777	1,554	2,331
要介護5		8,430	843	1,686	2,529
4 小規模多機能型居宅介護の短期利用居宅費（登録者以外の緊急利用時のみ）					
要支援1	3の要件と同様	4,240	424	848	1,272
要支援2		5,310	531	1,062	1,593

5 加算料金（以下の条件を満たす場合、上記基本部分に以下の対象となる料金が加算されます）

①初期加算 利用を開始した日から30日間に係る1日当たりの加算料金です。30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も含みます。	300	30	60	90
②看護職員配置加算（Ⅰ）、（Ⅱ） （Ⅰ）専従の看護師を1名以上配置している場合の1月当たりの加算料金です。 （Ⅱ）専従の准看護師を1名以上配置している場合の1月当たりの加算料金です。	（Ⅰ） 9,000 （Ⅱ） 7,000	（Ⅰ） 900 （Ⅱ） 700	（Ⅰ） 1,800 （Ⅱ） 1,400	（Ⅰ） 2,700 （Ⅱ） 2,100
③サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） （Ⅰ）介護福祉士 70%以上、勤続10年以上 介護福祉士 25%以上 （Ⅱ）介護福祉士 50%以上 （Ⅲ）介護福祉士 40%以上 常勤職 60%以上 勤続7年以上の者が30%以上 ※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。	（Ⅰ） 7,500 （Ⅱ） 6,400 （Ⅲ） 3,500	（Ⅰ） 750 （Ⅱ） 640 （Ⅲ） 350	（Ⅰ） 1,500 （Ⅱ） 1,280 （Ⅲ） 700	（Ⅰ） 2,250 （Ⅱ） 1,920 （Ⅲ） 1,050
④認知症加算（Ⅰ） 認知症介護実践リーダー研修等を認知症高齢者（生活自立度Ⅲ）が20人未満の場合は1名配置 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業者全体の認知症ケアの指導等実施	9,200	920	1,840	2,760
⑤認知症加算（Ⅱ） 認知症介護実践リーダー研修等を認知症高齢者（生活自立度Ⅲ）が20人未満の場合は1名配置	8,900	890	1,780	2,670
⑥認知症加算（Ⅲ） 認知症高齢者の生活自立度Ⅲ以上の者に対して算定する。	7,600	760	1,520	1,500
⑦認知症加算（Ⅳ） 要介護2であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とするご利用者（日常生活自立度Ⅱ）の場合に算定	4,600	460	920	2,280
⑧若年性認知症利用者受け入れ加算 若年性認知症のご利用者に対して、個別に担当者を選定した上で、担当者を中心にご利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合に1月あたりで算定する。	8,000	800	1,600	2,400

⑨生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ) (Ⅰ)訪問リハビリテーションもしくは通所リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練員等が生活機能向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。 (Ⅱ)訪問・通所リハビリテーション理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・がご利用者宅訪問して行う場合はまたはリハビリテーションを実施している医療提供施設に算定	(Ⅰ) 1,000 (Ⅱ) 2,000	(Ⅰ) 100 (Ⅱ) 200	(Ⅰ) 200 (Ⅱ) 400	(Ⅰ) 300 (Ⅱ) 600
⑩介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ) 改善後の賃金年間440万円以上が1人以上職場環境の更なる改善、見える化経験技能のある職員を事業所内で一定割合以上配置していること(介護福祉士30%以上)	介護報酬総単位数×186/1,000			
⑪総合マネジメント体制強化体制加算(Ⅰ) 当該加算の体制を満たす場合の1月当たりの加算料金 ※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。	12,000	1,200	2,400	3,600
⑫総合マネジメント体制強化体制加算(Ⅱ) 当該加算の体制を満たす場合の1月当たりの加算料金 ※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。	8,000	800	1,600	2,400
⑬看取り連携体制加算 看取り期に対応方針を定め、24時間連携体制を整えた場合、死亡日以前30日以下に関する1日当たりの加算料金	640	64	128	192
⑭訪問体制強化加算 該加算の体制を満たす場合の1月当たりの加算料金 ※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。	10,000	1,000	2,000	3,000
⑮口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)当該事業者の従事者が、利用開始及び利用中6ヶ月ごとに利用者の、口腔の健康、栄養状態について確認を行い、担当する介護支援専門員に提供していること。	200	20	40	60

⑯生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ) (Ⅰ)見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。職員間の役割分担(介護助手の活用等の取り組み等を行っていること。1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果をオンラインによる提出をおこなうこと。 (Ⅱ)見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討していること(委員会の開催等)1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果をオンラインによる提出をおこなうこと。	1,000	100	200	300
	100	10	20	30
⑰科学的介護推進体制加算 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。	400	40	80	120
⑱認知症行動・心理症状緊急対応加算 医師が認知症の行動、心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが妥当であると判断した者に対し、サービスを行った場合利用を開始した日から起算して7日間を限度として算定	2,000 (1日当たり)	200	400	600
⑲中山間地域等における小規模事業所加算 別に厚生労働大臣が定める地域(※2)に所在する事業所が、サービスを行った場合 ※2①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域	所定単位数に10/100を乗じた単位数			

6 その他の料金(介護保険の給付対象とならないサービス)	
(1)送迎費 ご利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に関する費用	
①事業所から片道7km未満	無 料
②事業所から片道7km～15km未満	480 円
③事業所から片道15km以上の場合5km毎に加算	480 円に5km 増すごとに+160 円毎

(2) 交通費 ご利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の訪問サービスを提供する場合に要する交通費	
【自動車を使用した場合】	
①事業所から片道 7 km未満	無料
②事業所から片道 7 km～15 km未満	480 円
③事業所から片道 15 km以上の場合 5 km毎に加算	480 円に 5km 増すごとに+160 円毎
【自動車以外を使用した場合】	
移動に要する交通費	実費
(3) 食費 朝食400 円 昼食 700 円 夕食 654 円 おやつ代 100 円	実費
(4) 宿泊費(1泊)	2,036 円
(5) おむつ代	実費
(6) 設備及び器具等の破損 故意又は重大な過失によって破損等が生じた場合には原状復帰していただく場合があります。	実費
(7) その他 上記の他、日常生活上通常必要なものであって利用者に負担していただくことが適当と認められるものについて	実費

※月ごとの包括料金ですので、ご利用者の状況によりサービス計画のサービス量に増減があった場合でも利用料金は増減いたしません。

※介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の料金は、全額がご利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

※社会福祉法人による介護保険利用者負担軽減制度等、所得等に応じて利用者負担を軽減する制度がありますのでお問い合わせください。